



## チャイルドシート購入に助成

道路交通法一部改正により平成12年4月1日から6歳未満の子どもにチャイルドシート着用が義務付けられます。

これに伴い町では、幼児の安全を確保し、シート着用の徹底を図るため、チャイルドシートを購入した保護者に対し助成金を交付します。

### 対象

町内に住所を有する6歳未満の幼児のために平成11年5月10日以降取扱店でチャイルドシートを購入した保護者。

### 助成金

5千円（購入金額が5千円未満の場合は全額）  
幼児1人1回。

### 申請方法

領収書又は販売証明書、品質保証書、印鑑、振込先のわかる物を持参して総務課へ申請。  
（1月から受け付けます）

### 申請・問合せ先

総務課地域安全係  
☎0412211  
内線 2231



税の申告は  
早めに準備しましょう

問合せ 税務課  
☎041211  
内線1111

## 三税(国税・県税・町税)の共同説明会

内容 所得税・消費税・事業税・住民税の申告書の書き方等の説明

日時 2月2日(水)

午後1時30分～3時30分

場所 八日市場市民ふれあいセンター

問合せ先 銚子税務署

☎047921571

役場税務課 ☎041211

内線 1111

1/31まで

給与や賃金を支払う方  
源泉徴収票・給与支払報告書

平成11年中に給与・賃金などを支払う事業所、事業主は、「給与所得の源泉徴収票」を作成し、1月31日までにすべての受給者に交付するとともに、一定金額以上のものは税務署に提出することになっています。

また、「給与所得の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は、金額の多少にかかわらずすべてを受給者の住所地（1月1日現在）の市町村に提出することになっています。

また、青色申告をする方で専従者給与を支払う方、臨時で従業員を雇う方も忘れないで提出してください。

1/31まで

償却資産の申告

償却資産の申告書はもうお手元に届きましたでしょうか。

平成12年1月1日現在の償却資産の所有状況を申告書に記載のうえ、1月31日までに提出してください。

償却資産が昨年と変更のない場合でも、申告書の備考欄に「前年中異動なし」と記載のうえ、申告書を提出してください。

また、家屋についても、平成11年1月2日以降に新築された家屋（まだ評価が済んでいないもの）や既存家屋の取り壊し等がありましたら、お知らせください。

2/16  
～  
3/15まで

平成11年分

所得税の確定申告及び  
町県民税申告

町では申告期間中、申告相談及び申告書作成のお手伝いを行います。

作成した申告書は、税務署もしくは役場税務課へ提出して下さい。なお、還付申告書は、2月16日以前でも提出できます。



納税

1月31日(月)は、国民健康保険税第7期分の納期です。納め忘れのないようお早めに。